

# 公の施設の指定管理者制度について

## ■指定管理者制度の導入にあたっての上板町としての基本的な考え方は？

### 1 指定管理者の指定の期間

指定期間は、公の施設ごとに事業の継続性、施設の性格等の検討を行う中で判断するものとしますが、おおむね5年間を基本とします。

### 2 指定管理者の選定方針

施設の設置目的の効果的な達成のために地域住民による自主的な管理運営が必要と認められるときや、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、特定の団体を指名しますが、それ以外の施設については、公募により指定管理者を選定します。

このページに関するお問い合わせ≫ 上板町教育委員会  
〒771-1392  
徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地  
(電話) 088-694-6814  
(ファクス) 088-694-6802  
(E-mail) kyo@townkamiita.jp